ローン契約

本ローン契約（「本契約」）は、[年] [月] [日]（「発効日」）付で、下記の二者間で締結された。

[借主の完全な住所]を住所とする [借主の氏名]、以下「借主」といい、その表現は、その法定代理人、譲受人、その指名した者及び管理人を意味し、これらを含む。

及び

[貸主の完全な住所] を住所とする[貸主の氏名]、以下「貸主」といい、その表現は、その法定代理人、譲受人、その指名した者および管理人を意味し、これらを含む。

借主の要請に応じて、貸主は、以下に含まれる条件にしたがって、______________________の期間、_________________________を上限とする融資を供与することに同意した。

両当事者は以下の通り合意した。

1. **貸付金額**：貸主は、以下に定める条件にしたがって、元本金額___________________（「ローン」）及びローンの未払い元本金額（「元本残高」）に対する利子を貸し付けることに同意した。

2. **利息**：元本残高には、年利______%の日割り計算により利子が生じるものとする。ただし、請求される利子の総額は法律で認められている最大金額を超えてはならず、借主はかかる金額を超える利子を支払う義務を負わないものとする。

3. **ローンの返済**：ローン及び発生済みの未払利子、並びにその他のすべての手数料、費用及び経費は、支払期限________までに支払わなくてはならない。

4. **保証**：保証人の完全な住所を住所とする保証人の氏名（「保証人」）は、貸主に対して、借主による本契約に基づき発生するすべての債務及び義務の完全な支払及び履行を、無条件で保証することを約束する。保証人は、この保証が完全に有効に存続し、本契約が履行されるまで保証人を拘束することに同意する。

5. **繰上げ返済**：借主は、繰上げ返済違約金又はいかなる種類の割増料金もなしに、発生済みの未払利子とともに、ローンの全部または一部をいつでも繰り上げ返済する権利を有する。

6. **費用**：借主は、本契約を執行するに当たって貸主に生じた合理的な弁護士報酬を含むすべての回収費用を貸主に支払うものとする。

7. **権利放棄**：借主並びにすべての保証人及び本契約の裏書人は、手形呈示、支払拒絶及び催告、支払拒絶通知、納付催告及び不渡通知を放棄する。

8. **承継人及び譲受人**：本契約は、貸主及び借主のそれぞれの承継人及び許可された譲受人のために効力を有し、それらの者を拘束するものとする。

9. **修正**：本契約は、借主と貸主の両者によって正式に署名された書面による合意によってのみ修正又は変更することができる。

10. **通知**：本ローンに基づくあらゆる通知又は連絡は、書面によらねばならず、本人に交付される方法によってのみ送付されるものとする。

11. **放棄とみなされいこと**：明示的に書面で放棄が行われない限り、貸主は、本契約の条項又は本契約に基づいて保有される権利の行使を放棄したとみなされないものとする。貸主が本契約の条項の不履行又は違反について権利放棄したからといって、それ以外のその後の不履行又は違反について権利放棄したこととはならないものとする。

12. **可分性**：本契約のいずれかの条項の全部又は一部が無効又は執行不可能であると判断された場合には、あたかも無効又は執行不可能な部分が本契約に含まれていなかったかのように、残りの条項は影響を受けることなく、有効かつ執行可能であり続けるものとする。

13. **譲渡**：借主は、貸主の書面による同意なしに、本契約の全部又は一部を譲渡してはならない。貸主は、借主に書面で通知することにより、本契約の全部又は一部を譲渡することができる。

14. **準拠法**：本契約は、抵触法の規定に拘らず、____________________州法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

15. **紛争**：本契約に起因するあらゆる紛争は、____________________の州の裁判所で解決されるものとする。

16. **完全合意**：本契約は、本契約の対象事項に関して、両当事者間の完全な了解を含み、口頭であれ書面であれ、事前に行われた両当事者のすべての合意に置き換わり、かかる合意を取り消すものである。

上記を証するため、両当事者は上記頭書記載の日付において本契約を締結した。

署名

借主の署名　　　　**借主の氏名**

保証人の署名　　　　**保証人の氏名**

貸主の署名　　　　**貸主の氏名**